

# ● その他関係法令の解説

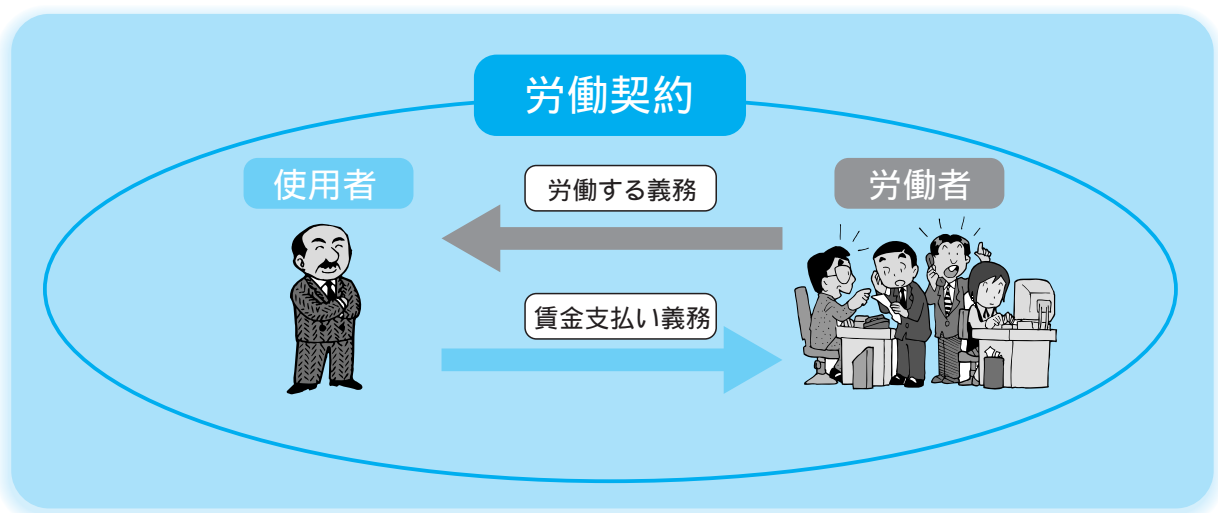
## 1 労働契約法(平成19・12・5法律第128号)

労働契約法は、平成19年12月に制定され、平成20年3月1日から施行されている新しい法律で、個別労使間の労働契約に関する基本的なルールを定めています。この法律は働き方が多様化し、解雇、労働条件の引下げなど個別労使間のトラブルが増加していることなどを踏まえ、労使間のトラブルを未然に防ぐため、これまで積み重ねられた判例法利を基本に、労働契約に関する民事的なルールを明確化したものです。

### (1) 総則

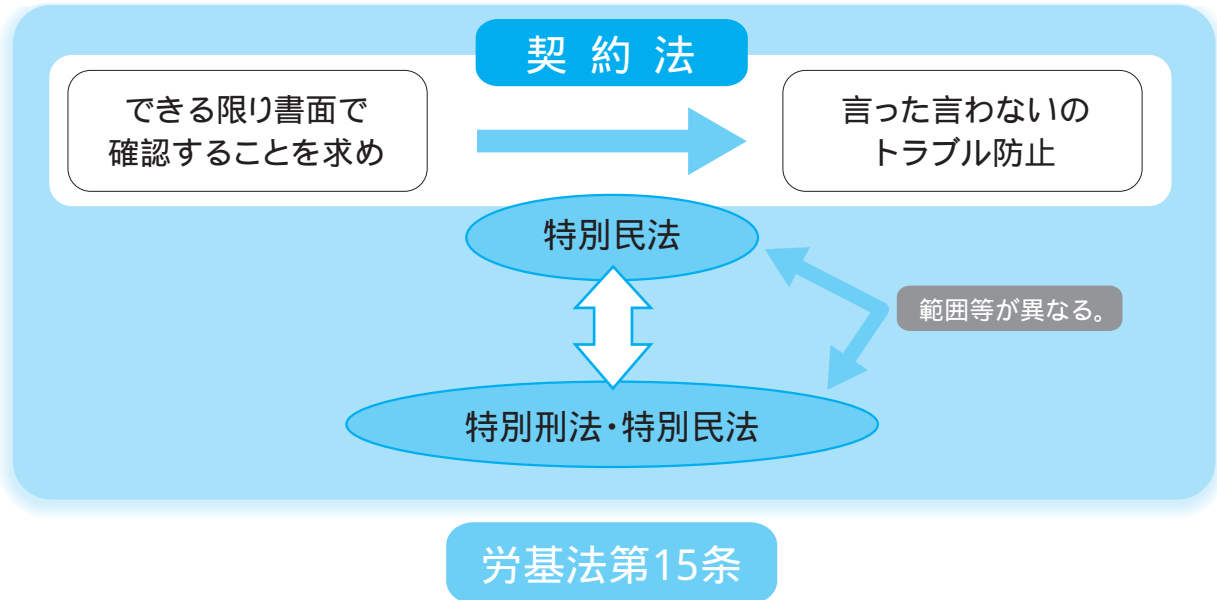
#### ア 労働契約の基本原則（契約法第3条）

- (ア) 労働契約は、**労使対等の合意**によって締結・変更
- (イ) 労働契約は、**就業の実態に応じ、均衡を考慮**して締結・変更
- (ウ) 労働契約は、**仕事と生活の調和にも配慮**して締結・変更
- (エ) 労働者も使用者も**労働契約を守り、信義に従って誠実に権利を行使し、義務を履行**
- (オ) 労働者も使用者も、労働契約に基づく**権利を濫用してはならない**



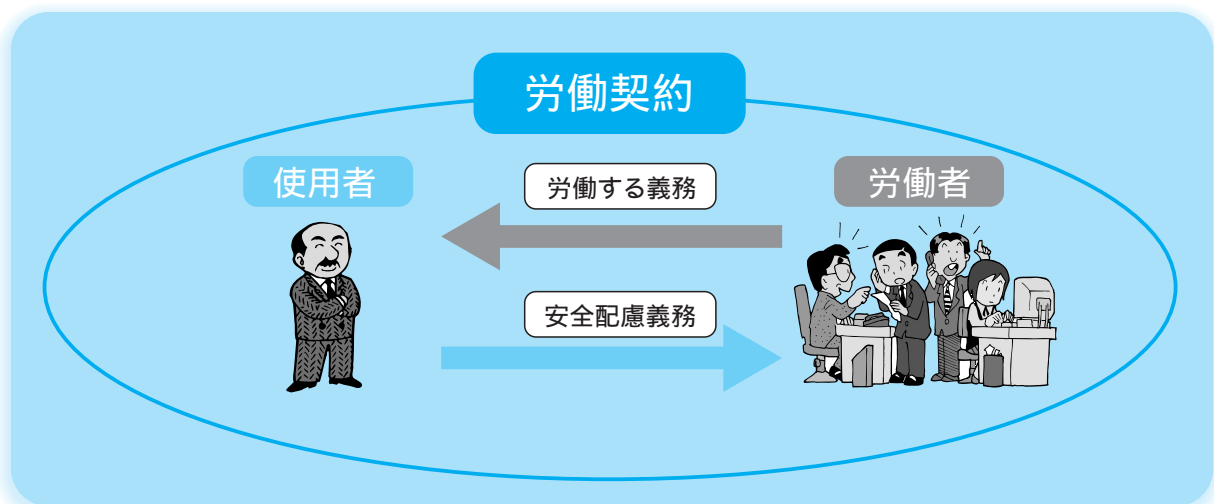
イ 労働契約の内容の理解の促進（契約法第4条）

- (ア) 使用者は、労働者に提示する労働条件と労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにすること。
- (イ) 労働者と使用者は、労働契約の内容について、できる限り書面で確認する（有期労働契約に関する事項も含む。）。



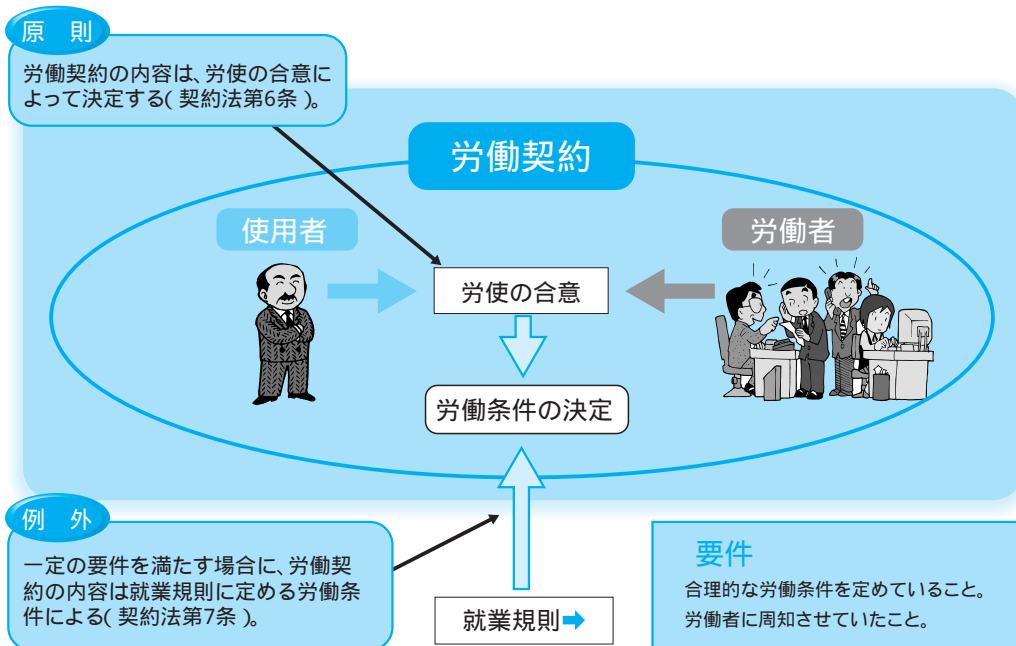
ウ 安全配慮義務（契約法第5条）

使用者は、労働契約に伴い、労働者の生命・身体等の安全に配慮すること。



## (2) 労働契約の成立・変更

### ア 労働条件決定のルール（契約法第6条、第7条）



### イ 労働条件を変更するときのルール（契約法第8条～第10条）

